

## 公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年10月27日

静岡県知事 川勝 平太

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和3年度[第33-Z0003-01号]

「脱炭素社会へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」策定業務委託

#### (2) 業務目的

本業務は、脱炭素社会の実現へ向けて県有建築物のZEB化を確実に推進するため、省エネ・創エネシミュレーションの実施による、コストを考慮した効率的な省エネ・創エネ仕様の検討を踏まえ、県が目指すべき数値目標の設定及び設計指針の策定を行うものである。

#### (3) 履行期限

令和5年3月17日限り

#### (4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、22,495,000円（消費税込み）とする。

### 2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係る認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日時点で、一般社団法人環境共創イニシアチブのZEBプランナーの登録（登録種別のうち、コンサルティング等について、建築コンサルティング、設備コンサルティング及び省エネコンサルティングの全ての種別を満たす者に限る。）をしている者であること。
- (4) 以下に示す、要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

[配置予定管理技術者]

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・静岡県業務委託契約約款（建築設計）第10条第1項に定める管理技術者であること。
- ・参加表明書の提出期限の日以前に当該入札参加者の組織に属していること。
- ・主任担当技術者を兼任しないこと。

[配置予定主任担当技術者]

- ・参加表明書の提出期限の日以前に当該入札参加者の組織に属していること。

- (5) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 協同組合が参加する場合にあっては、当該協同組合の組合員でないこと。

### 3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

#### (1) 配布期間

令和3年10月27日（水）から令和3年11月12日（金）の午後5時まで

#### (2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部建築企画課ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-140/proposal.html>>

に掲載する。

### 4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

#### (1) 提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月15日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

#### (2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課

TEL：054-221-3091 FAX：054-221-2386

E-mail：kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

#### (3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。（長3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。）

### 5 契約予定者を特定するための基準

#### (1) 評価基準

技術提案書を令和3年度[第33-Z0003-01号]「脱炭素社会へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」策定業務委託業務説明書 別表3の評価項目・基準で評価し、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

#### (2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和3年11月30日（火）までに通知する。

### 6 非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和3年11月30日（火）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和3年12月7日（火）午後4時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求められることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和3年12月10日（金）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

## 7 その他

- (1) 詳細は、令和3年度[第33-Z0003-01号]「脱炭素社会へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」策定業務委託業務説明書による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部建築管理局 建築企画課（電話番号 054-221-3091）とする。

( 特 に 定 め た 契 約 条 件 )

- 1 この委託は、令和3年度から令和4年度にわたるものである。
- 2 令和3年度の支払限度額は、2,000,000円とし、残額は令和4年度に支払う。
- 3 発注者は予算上の理由等により、第2項に規定する支払額を変更することができる。